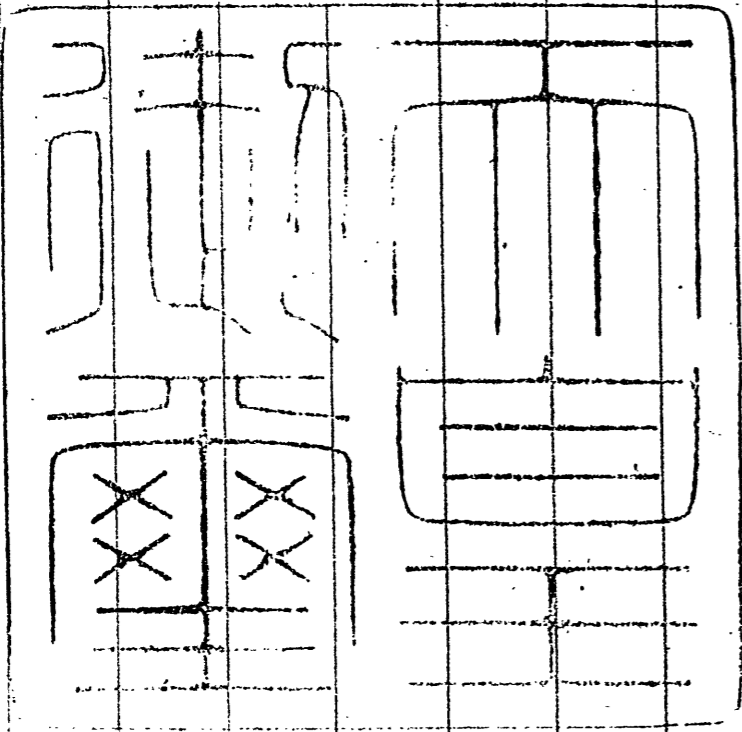


總大商

法律第三十三號

朕は、帝國議會の協賛を経た商工
經濟會法を廢止する法律を裁可し、
ここにこれを公布せしめる。

裕仁



四

四

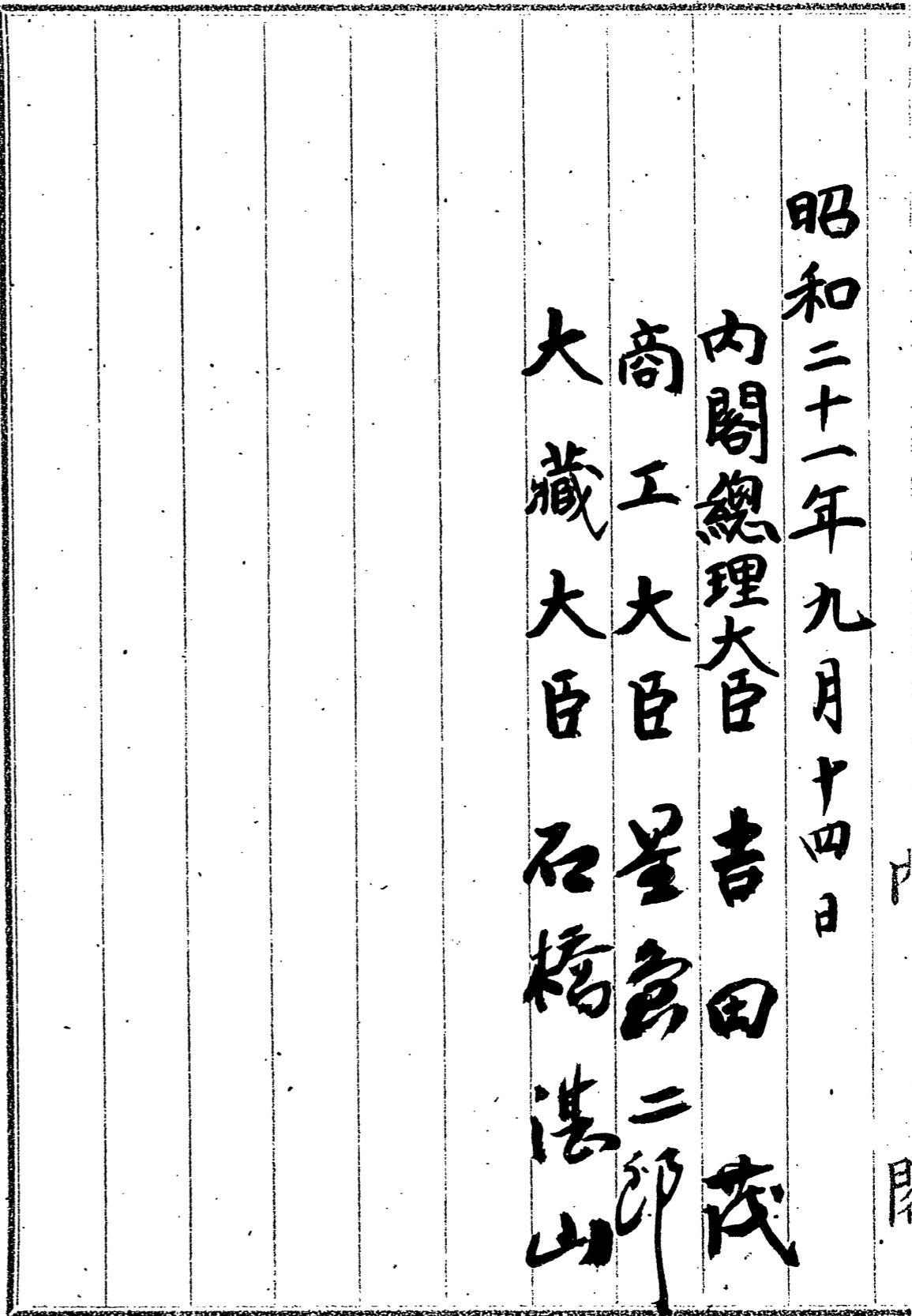
總大臣

昭和二十一年九月十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

商工大臣 星島 二郎

大藏大臣 石橋 湛山



法律第三十三号

商工經濟會法は、これを廢止する。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律施行の日に現に存する商工經濟會は、この法律施行の日において解散する。

前項の商工經濟會の解散及び清算について必要な事項は、勅令でこれを定める。

この法律施行の日に現に清算中の商工經濟會の清算については、舊法は、この法律施行後

も、なほその效力を有する。

この法律施行前になした行爲に關する罰則の適用については、舊法は、この法律施行後も

なほその效力を有する。

商工大臣が指定した公益法人が商工經濟會より承繼した不動産に關する權利の取得につい

總大商

法律第三十三條

一、登記を受ける場合には、その登録税の額は、不動産の價格の千分の四とする。但し、登録税
法により算出した登録税の額が、この法律により算出した税額より少いときは、その額による。

二